



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社 群馬銀行
代表者名 代表取締役頭取 齋藤 一雄
(コード番号 8334 東証第 1 部)
問合せ先 取締役総合企画部長 金井 祐二
(TEL 027-252-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 130 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

取締役および監査役に適切な人材を広く招聘できる環境を整備し、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役および監査役の責任限定契約の締結を可能とする定款変更を行うものであります。

なお、取締役との責任限定契約の定めの新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

別紙（現行定款・変更案対照表）のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 24 日（水）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 24 日（水）

以 上

現行定款・変更案対照表

(下線部分は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第25条 当銀行は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
第25条～第34条 (条文省略)	第26条～第35条 (現行どおり)
(新 設)	<p><u>(監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第36条 当銀行は会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
第35条～第41条 (条文省略)	第37条～第43条 (現行どおり)